

松江市原子力発電所環境安全 対策協議会からのお知らせ

No.11

平成22年8月1日

発行：松江市総務部防災安全課原子力安全対策室
電話：55-5616 FAX：55-5617

本市では、原子力発電の安全対策の推進と市民の皆さまから原子力に関するご意見を伺い本市原子力行政に反映させることを目的に、松江市原子力発電所環境安全対策協議会を設置しています。

今回は、6月に開催した協議会についてお知らせします。



(松浦市長による開催あいさつ)

平成22年度 第2回協議会(6月23日開催)

●議題1●「島根原子力発電所の保守管理の不備等について」

①中国電力(株)松井取締役副社長、小原島根原子力本部副本部長から、島根原子力発電所における点検不備について、説明を受けました。

点検時期を超過した機器

- 点検時期を超過していた機器は511件確認しました。そのうち113機器については「点検計画表」に記載されている方法で点検を実施済みです。(5月31日時点)
- 残りの398機器については、動作確認等の代替点検を実施し、異常のないことを確認しており、今後「点検計画表」に記載されている方法で点検を実施します。

直接的な原因

- 点検不備が起こった原因として、検査制度変更に伴い導入した「点検計画表」を制定する際の問題(誤記載等)に加えて、業務のルールや手順が一部明確でなかったことが、点検不備に至った原因であると考えています。
- 直接的な原因に対する対策は7月末までに完了予定です。

根本的な原因

- 点検不備に至った根本的な原因としては、「規制要求事項の変更に速やかに対応してマネジメントできる仕組みが不十分」「不適合管理を適切・確実に行う仕組みが不足」「組織・風土に関し、報告する文化、常に問いかける姿勢が組織として不足」の3点を特定しました。
- 根本的な原因に対する対策は6～8月から開始予定としています。



松井三生 中国電力取締役副社長

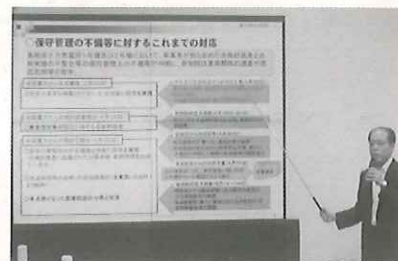
②原子力安全・保安院 原子力発電検査課 上戸統括原子力保安検査官から、島根原子力発電所の保守管理の不備等に対する措置について、説明を受けました。

- 保安規定の変更命令処分について
再発防止対策を確実に実施できる体制にするため、保安規定の変更命令を発出したと説明がありました。この保安規定の変更認可が行われるまでの間は、原子炉の起動は認められないことになります。
- 大臣文書による嚴重注意処分について
再発防止対策の実施状況を確認するため、特別原子力施設監督官を派遣して特別な監督・監視を行うこととし、加えて、特別な保安検査^{※2}を実施すると説明がありました。

※1 中国電力が保守管理体制や品質保証システムの改善等の再発防止対策を確実に実施し、それが定着することを確認するため、当面の間、島根原子力発電所を特別な監理下に置くこととされ、特別原子力施設監督官が任命されました。

※2 特別原子力施設監督官の監理・指導の下で、再発防止対策のうち、組織面の整備やその役割・連携体制、点検計画表の運用状況、点検実施に係る不適合管理の運用状況等、保守管理体制や品質保証システムに重点を置いた検査が行われます。

③市の対応状況として、「住民説明会の開催」「国への適切な指導・監督を要請」「島根原子力発電所への立入調査」を実施したことなどを報告しました。



上戸亮 原子力安全・保安院 統括原子力保安検査官

●議題2●「原子力発電所の保安活動総合評価(試行)の実施結果について」

原子力安全・保安院 原子力発電検査課 上戸統括原子力保安検査官から、保安活動総合評価について説明を受けました。

●保安活動総合評価について

保安活動総合評価は、事業者が行う保安活動を、定期検査等の法令に基づく検査や、原子炉の計画外停止回数の実績などの幅広い情報から総合的に判断し、次年度の検査に反映することを目的に行うものです。(試行期間3年)

●島根原子力発電所の保安活動総合評価の結果について

平成21年度の島根原子力発電所の評価結果については、保守管理の不備等に関して法令に基づく処分を行ったところであり、これを踏まえた評価が必要となることから、現段階では保留としていると説明がありました。

松江市・島根県合同で、立入調査を実施しました

本市は、島根県と合同で、島根原子力発電所の保守管理の不備等について立入調査を行いました。

●第1回立入調査結果(4月16日実施)

3月30日に中国電力より報告があった内容について、立入調査により事実確認を行いました。調査の概要については下記のとおりです。

- ①点検不備があった123機器のうち24機器について、現場調査及び健全性評価の確認を行いました。
- ②点検不備があった123機器のうち8機器について、不整合が起きた理由の確認を行いました。

- ③点検計画表に不備があることが発覚する発端となった、高圧注水系蒸気外側隔離弁駆動用電動機の点検計画表の不備が起きた経緯を確認しました。



第2回立入調査(6月9日)

●第2回立入調査結果(6月9日実施)

6月3日に中国電力より最終報告があった内容について、立入調査により事実確認を行いました。調査の概要については下記のとおりです。

- ①点検不備を起こした原因分析結果と再発防止対策について、聞き取りや書類確認を行いました。
- ②中国電力が実施している機器の点検について、現場確認(22機器)や書類確認などを行いました。
- ③報告書の内容に対して評価本部が行った評価活動について、聞き取りや書類確認を行いました。
- ④平成19年に中国電力が行った発電設備の総点検時にこのたび点検不備を発見できなかった原因について、中国電力の分析結果を確認しました。

立入調査の結果、報告書の内容は概ね妥当であると認められました。なお、項目によっては具体的な実施案を検討中のものもあるため、今後、適宜確認を行うこととしています。

立入調査結果の詳細につきましては松江市ホームページで公開しています。

☆松江市HPトップ>暮らしのガイド>安全(松江市メニュー)>松江市の原子力>

>島根原子力発電所における保守管理の不備に関する立入調査結果(3.原子力安全対策)

(<http://www1.city.matsue.shimane.jp/anzen/nuclear/anzen-taisaku/chosa/chosa.html>)